

排水設備工事に係る取扱指針

内容現在 平成 28 年 4 月 1 日

加除（さしかえ）表

追録第 13 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
第 1 部	1 3 から 1 6 まで	2	1 3 から 1 6 まで	2	7 中見出しの次
第 3 部	76-1 から 76-2 まで	1	76-1 から 76-2 まで	1	P 7 6 の次
第 4 部	79-8 から 79-9 まで	1	79-8 から 79-9 まで	1	P 79-7 の次
第 5 部	8 5 から 8 6 まで	1	8 5 から 8 6 まで	1	P 8 4 の次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

別表 1

下水排除基準

項	目	工場または事業場の基準値	
		函館湾処理区域	南処理区域
		函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数5を超え9未満	水素指数5を超え9未満
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600未満	600未満
3	浮遊物質 (SS)	600未満	600未満
4	カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.03以下
5	シアン化合物	検出されないこと。	1以下
6	有機リン化合物	検出されないこと。	1以下
7	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.5以下
9	砒素及びその化合物	0.05以下	0.1以下
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	0.005以下
11	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下
13	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
14	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
15	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下
16	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下
17	1, 2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下
18	1, 1-ジクロロエチレン	1以下	1以下
19	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	3以下	3以下
21	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下
22	1, 3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下
23	チウラム	0.06以下	0.06以下
24	シマジン	0.03以下	0.03以下
25	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下
26	ベンゼン	0.1以下	0.1以下
27	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下
28	ほう素及びその化合物	230以下	230以下
29	ふっ素及びその化合物	15以下	15以下
30	1, 4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下
31	フェノール類	5以下	5以下
32	銅及びその化合物	3以下	3以下
33	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下
34	鉄及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下
35	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下
36	クロム及びその化合物	2以下	2以下
37	ダイオキシン類	10pg/L以下	10pg/L以下
38	アンモニウム窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5以下
		(2) 動植物油脂類含有量	30以下
40	窒素含有量	240未満	
41	リン含有量	32未満	
42	温度	45度未満	45度未満
43	汚濁消費量	220未満	220未満

備考

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、mg/Lとする。
- 「検出されないこと。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

法令に定める届出書

事業場	届出書の種類	法令	届出事由	届出義務者	届出期限	備考
特定事業場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項(省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときまたは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、および届出をしたときの下水の水量または水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者(特定施設(水質汚濁防止法特定施設ならびにダイオキシン類対策法特定施設をいう。)の設置者を含む。)であって、当該要件に該当する者	使用開始(変更)前	
	2 公共下水道使用開始届	法第11条の2第2項(省令第6条第2項)	特定施設の設置者であって、第1項(公共下水道使用開始(変更)届)に定める要件に該当しない者が公共下水道を使用しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする特定施設の設置者	使用開始前	
	3 特定施設設置届出書	法第12条の3第1項(省令第8条第2項)	公共下水道を使用している者が、特定施設(水質汚濁防止法特定施設第66号の3に掲げる旅館業については、温泉を利用する入浴施設を設置する旅館業のみが対象となる。)を設置しようとするとき。	特定施設を設置しようとする者	届出期限の規定は係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書交付(省令第11条) 2 事前審査
	4 特定施設使用届出書	法第12条の3第2項(省令第9条第1項)	公共下水道を使用している者の工場または事業場に、現に設置(工事中の施設を含む。)している施設が、新たに特定施設に指定されたとき。	当該施設を設置(工事中を含む。)している者	当該施設が特定施設となった日から30日以内	
	5 特定施設使用届出書	法第12条の3第3項(省令第9条第1項)	特定事業場(特定施設を設置する工場または事業場をいう。)から公共用水域(河川、港湾、沿岸海域をいう。)へ下水を排除していた者が、終末処理場が設置されたとき。	当該特定施設を設置している者	公共下水道を使用するようになった日から30日以内	
	6 特定施設の構造等変更届出書	法第12条の4(省令第10条第1項)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした特定施設について、構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の水量および水質ならびに用水および排水の系統を変更しようとするとき。	当該届出をした者	届出期限の規定は係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書交付(省令第11条) 2 事前審査
	7 氏名変更等届出書	法第12条の7(省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者の氏名もしくは住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地)に変更があったとき。	当該届出をした者	変更があった日から30日以内	
	8 特定施設使用廃止届出書	法第12条の7(省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者が、特定施設の使用を廃止したとき。	当該届出をした者	使用を廃止した日から30日以内	
	9 承継届出書	法第12条の8第3項(省令第13条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受けまたは借り受けたときならびに当該届出をした者について相続又は合併があったとき。	当該譲り受け、または借り受けた者ならびに相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人	承継があった日から30日以内	
非特定事業場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項(省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときまたは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、および届出をしたときの下水の水量または水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者であって、当該要件に該当する者(特定施設の設置者を除く。)	使用開始(変更)前	
	2 除害施設設置計画届出書	条例第5条の3第3項(両館市下水道条例施行規程第4条)	公共下水道を使用している者が、除害施設を設置しようとするとき。	除害施設を設置しようとする者	除害施設設置前	

【取扱十】

使用開始等の届出を要する下水の水質

項	目	工場または事業場の基準値	
		函館湾処理区域	南処理区域
		函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数 5.7 以下 8.7 以上	水素指数 5.7 以下 8.7 以上
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	300 以上	300 以上
3	浮遊物質 (SS)	300 以上	300 以上
4	カドミウム及びその化合物	0.01 を超えるもの	0.03 を超えるもの
5	シアン化合物	検出されるもの。	1 を超えるもの
6	有機リン化合物	検出されるもの。	1 を超えるもの
7	鉛及びその化合物	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
8	六価クロム化合物	0.05 を超えるもの	0.5 を超えるもの
9	砒素及びその化合物	0.05 を超えるもの	0.1 を超えるもの
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 を超えるもの	0.005 を超えるもの
11	アルキル水銀化合物	検出されるもの。	検出されるもの。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003 を超えるもの	0.003 を超えるもの
13	トリクロロエチレン	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
14	テトラクロロエチレン	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
15	ジクロロメタン	0.2 を超えるもの	0.2 を超えるもの
16	四塩化炭素	0.02 を超えるもの	0.02 を超えるもの
17	1, 2-ジクロロエタン	0.04 を超えるもの	0.04 を超えるもの
18	1, 1-ジクロロエチレン	1 を超えるもの	1 を超えるもの
19	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 を超えるもの	0.4 を超えるもの
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 を超えるもの	3 を超えるもの
21	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 を超えるもの	0.06 を超えるもの
22	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 を超えるもの	0.02 を超えるもの
23	チウラム	0.06 を超えるもの	0.06 を超えるもの
24	シマジン	0.03 を超えるもの	0.03 を超えるもの
25	チオベンカルブ	0.2 を超えるもの	0.2 を超えるもの
26	ベンゼン	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
27	セレン及びその化合物	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
28	ほう素及びその化合物	230 を超えるもの	230 を超えるもの
29	ふっ素及びその化合物	15 を超えるもの	15 を超えるもの
30	1, 4-ジオキサン		0.5 を超えるもの
31	フェノール類	5 を超えるもの	5 を超えるもの
32	銅及びその化合物	3 を超えるもの	3 を超えるもの
33	亜鉛及びその化合物	2 を超えるもの	2 を超えるもの
34	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 を超えるもの	10 を超えるもの
35	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 を超えるもの	10 を超えるもの
36	クロム及びその化合物	2 を超えるもの	2 を超えるもの
37	ダイオキシン類	10 pg/L を超えるもの	10 pg/L を超えるもの
38	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 以上	125 以上
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5 を超えるもの
		(2) 動植物油脂類含有量	30 を超えるもの
40	窒素含有量	150 以上	
41	リン含有量	20 以上	
42	温度	40 度以上	40 度以上
43	汚濁消費量	220 以上	220 以上

備考

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、mg/L とする。
- 「検出されるもの。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいう。

事業場の業種と廃棄物の種類

事業場の業種		廃棄物の種類
1	畜産農業又はサービス業	動物のふん尿等
2	畜産食料品製造業	廃牛乳，肉くず等
3	水産食料品製造業	魚介類の内臓，廃調味液等
4	野菜，果実保存食料品製造業	野菜くず，廃調味液等
5	みそ，しょう油製造業	大豆殻，廃みそ，廃しょう油等
6	製あん業	小豆殻，水さらし廃液等
7	飲料製造業	廃飲料等
8	動物系飼料製造業	動物系残さ，湯煮廃液等
9	動植物油脂製造業	動植物の残さ，化学処理廃液等
10	麺類製造業	麺くず，湯煮廃液等
11	豆腐又は煮豆の製造業	大豆殻，豆乳廃液等
12	新聞業，出版業，印刷業又は製版業	廃現像液，廃インク等
13	化学肥料製造業	廃肥料等
14	医薬品製造業	廃医薬品等
15	農薬製造業	廃農薬等
16	皮革製造業	動物の死体，廃なめし液等
17	ガス供給業	汚泥等
18	酸又はアルカリによる表面処理施設	廃酸，廃アルカリ等
	電気めっき施設	
19	旅館業	廃天ぷら油，野菜くず，魚介類の内臓，肉くず，廃調味料等
	共同調理場（学校給食施設）	
	弁当製造業	
	飲食店のちゅう房施設 そば店等その他の飲食店	
20	洗濯業	繊維くず，クリーニング汚泥および廃有機溶剤等
21	写真現像業	現像液，定着液等
22	病院	血液，廃消毒用有機溶剤，現像液，定着液等
23	と畜業又は死亡獣畜取扱業	動物の血液，動物のふん尿等
24	自動車分解整備事業	不凍液，エンジンオイル，廃塗料等
	自動式車両洗浄施設	
25	科学技術に関する事業場	廃酸，廃アルカリ，検査等に使用した培地およびシャーレ等
26	一般廃棄物処理施設	焼却灰等
27	し尿処理施設	くみ取り尿，汚泥，スカム等
28	特定事業場排水の処理施設	汚泥，スカム等
29	ビル清掃業	廃酸，廃アルカリ，廃油，廃プラスチック類等
30	塗装工事業	廃酸，廃アルカリ，廃油，廃プラスチック類等

(5) 道路占用許可申請

① 申請時期と提出手続き

ア 道路占用許可申請書は申請者が作成し、工事開始時期に間に合うよう、事前に道路管理者に提出する。

イ 道路使用許可申請書は施工者が作成し、所轄警察署へ提出する。

ウ 提出から許可までの日数については、おおむね次のとおりである。

市道 14日 国道 14日

道道 30日 警察 5日

② その他

工事の着工は、道路管理者の許可を受けた後、施工すること。

また、工事の施工期間中は歩行者および車輛の通行に支障がないよう十分な措置を講ずること。

③ 提出図書および部数

種別	道路占用				道路使用
	国道	道道	市道		警察
			新設	廃止	
申請書	1部 (3枚複写)	1部 (4枚)	1部 (5枚複写)	1部 (5枚複写)	1部 (2枚)
道路占用変更許可内訳書	—	4部	—	—	—
位置図(住宅地図)	3部	4部	3部	3部	2部
位置図(1/50,000)	3部	4部	—	—	—
位置図 (道路台帳図 1/500)	3部	4部	—	—	—
保安施設様式図	3部	4部	2部	2部	1部
仕様書	3部	4部	3部	3部	2部
断面図・平面図・復旧図 (1/50~1/100)	3部	4部	3部	3部	2部
理由書(3年規制道路掘削)	—	—	2部	2部	—
理由書(廃止管)	—	—	—	2部	—
占用工事着手・竣工届	1部	1部	1部	1部	—

※ 国道についてはデータでの提出も可能とする。その場合、提出データは各1部とする。

④ 工事関係所管官公署

所 管 事 項	所 管 官 公 署 等	電 話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館建設管理部 事業室事業課施設保全室	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 管理課占用担当	(代)21-3410
	函館市戸井支所 産業建設課	82-2115
	函館市恵山支所 産業建設課	(代)85-2331
	函館市椴法華支所 産業建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 産業建設課	(代)25-5111
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
上水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室水道 管路等維持担当	(代)27-8753
下水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室下水道 管渠維持担当	(代)27-8751
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ 函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	(代)22-4111 43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT東日本-北海道 北海道南支店 埋設部門 函館サービスセンター	86-5554
消防関係	函館市消防本部	
建物消火設備	予 防 課	22-2144
団地内消火栓	警 防 課	22-2146

(関係機関との調整)

第11条 管理者は、許可をしようとするときは、関係機関と密接な調整を行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月21日から施行する。

別表（第4条，第5条関係）

項 目	基 準 値		検 定 方 法
	函館湾処理区域	南処理区域	
1 水素イオン濃度 (pH)	水素指数5.8以上8.6以下	水素指数5.8以上8.6以下	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年建設省令第1号。以下「省令」という。）第8条第1号に規定する方法
2 生物化学的酸素要求量 (BOD)	15以下	15以下	省令第8条第2号に規定する方法
3 浮遊物質 (SS)	40以下	40以下	省令第8条第3号に規定する方法
4 大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下	3,000個/cm ³ 以下	省令第6条に規定する方法
5 カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.03以下	省令第8条第9号に規定する方法
6 シアン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第10号に規定する方法
7 有機リン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第11号に規定する方法
8 鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第12号に規定する方法
9 六価クロム化合物	0.05以下	0.5以下	省令第8条第13号に規定する方法
10 砒素及びその化合物	0.05以下	0.1以下	省令第8条第14号に規定する方法
11 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	0.005以下	省令第8条第15号に規定する方法
12 アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	省令第8条第16号に規定する方法
13 ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	省令第8条第17号に規定する方法
14 トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第18号に規定する方法
15 テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第19号に規定する方法
16 ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	省令第8条第20号に規定する方法
17 四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	省令第8条第21号に規定する方法
18 1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	省令第8条第22号に規定する方法
19 1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	省令第8条第23号に規定する方法
20 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	省令第8条第24号に規定する方法
21 1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	省令第8条第25号に規定する方法
22 1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	省令第8条第26号に規定する方法
23 1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	省令第8条第27号に規定する方法
24 チウラム	0.06以下	0.06以下	省令第8条第28号に規定する方法
25 シマジン	0.03以下	0.03以下	省令第8条第29号に規定する方法
26 チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	省令第8条第30号に規定する方法
27 ベンゼン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第31号に規定する方法
28 セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第32号に規定する方法
29 ほう素及びその化合物	230 (海域以外10) 以下	230 (海域以外10) 以下	省令第8条第33号に規定する方法
30 ふっ素及びその化合物	15 (海域以外8) 以下	15 (海域以外8) 以下	省令第8条第34号に規定する方法
31 1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	省令第8条第35号に規定する方法
32 フェノール類	5以下	5以下	省令第8条第36号に規定する方法
33 銅及びその化合物	3以下	3以下	省令第8条第37号に規定する方法
34 亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第38号に規定する方法
35 鉄及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	省令第8条第39号に規定する方法
36 マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	省令第8条第40号に規定する方法
37 クロム及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第41号に規定する方法
38 ダイオキシン類	10 pg/L以下	10 pg/L以下	省令第8条第42号に規定する方法
39 化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均値120) 以下	160 (日間平均値120) 以下	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「検定方法」という。）第31号に規定する方法
40 アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100以下 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	100以下 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	検定方法第27号に規定する方法
41 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5以下	省令第8条第6号に規定する方法
	(2) 動植物油脂類含有量	30以下	
42 窒素含有量	120 (日間平均値60) 以下		省令第8条第7号に規定する方法
43 リン含有量	16 (日間平均値8) 以下		省令第8条第8号に規定する方法

備 考

- この表に掲げる基準値の単位は，水素イオン濃度 (pH)，大腸菌群数およびダイオキシン類以外の項目については，mg/Lとする。
- 「検出されないこと。」とは，検定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定しなければならない項目のうち，管理者が下水を排除する工場または事業場の属する業種からみて測定を省略させることができる項目として認める項目があるときは，当該項目については，測定を要しない。

受付 番号	
----------	--

排水設備計画確認通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

次のとおり排水設備の計画を確認したので通知します。

工 事 の 施 行 場 所		函館市		町	丁目	(番地) 番	号	[台所 湯殿 手洗 水洗便所 その他]
工 事 の 種 別								新 設 増 設 改 築
排 水 設 備 の 使 用 者	住 所 (所在地)	函館市		町	丁目	(番地) 番	号	
	氏 名 (名称)							
工 事 施 行 者 工 業	住 所 (所在地)	函館市		町	丁目	(番地) 番	号	
	氏 名 (名称)							
工 事 着 手 予 定 年 月 日					年		月	日
工 事 完 成 予 定 年 月 日					年		月	日

水洗便所改造等資金 貸付申請書
排水設備設置資金

函館市公営企業管理者企業局長 様

③ 捺印 _____

申請者 住所 _____ ④

氏名 _____ ⑤ 印 ②

年 月 日 _____ ①

年 月 _____ ⑤

局 日 生 _____ ⑥

電話 番 番

次のとおり 水洗便所改造等資金 の貸付けを受けたいので申請します。
排水設備設置資金

申請者	職業または先勤 【勤務先は明細に記入してください】	年間収入額等	給年	与金	円
連帯保証人	勤務先の所在地	住所	電話番号	局番	番
	氏名	氏名	生年月日	年 月 日	日
	職業または先勤	住所	電話番号	局番	番
貸付申請額	円	工事見積額	円	償還希望回数	回
工事の施行場所	函館市 町 丁目 番 号	(番地)	自己所有	貸家	アパート
工事施行業者	住所 氏名	住所 氏名	番 号	番 号	
建物所有者の意	申請者が水洗便所に改造することに同意します。 排水設備を設置	建物所有者	住所 氏名	印	
【申請者と建物所有者が異なる場合】					

備考
1 印鑑は、印鑑登録をしているものを使用すること。
2 申請者の収入を証明できる書類を添付すること。
3 この申請書は、排水設備計画確認申請書を提出する際に併せて提出すること。

審査済の見積額	円
貸付予定額	円
記事	

- ① 提出月日を記入すること。
- ②③ 申請者の印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ④ 住所は函館市〇〇町〇〇番〇〇号と記入すること。
- ⑤ 申請者氏名にふりがながな(鉛筆)を記入すること。
- ⑥ 保証人氏名にふりがながな(鉛筆)を記入すること。
印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ⑦ 記入しないこと。
- ⑧ この空欄に保証人の申請者との続柄を記入すること。

⑧ 申請者との続柄:子 _____